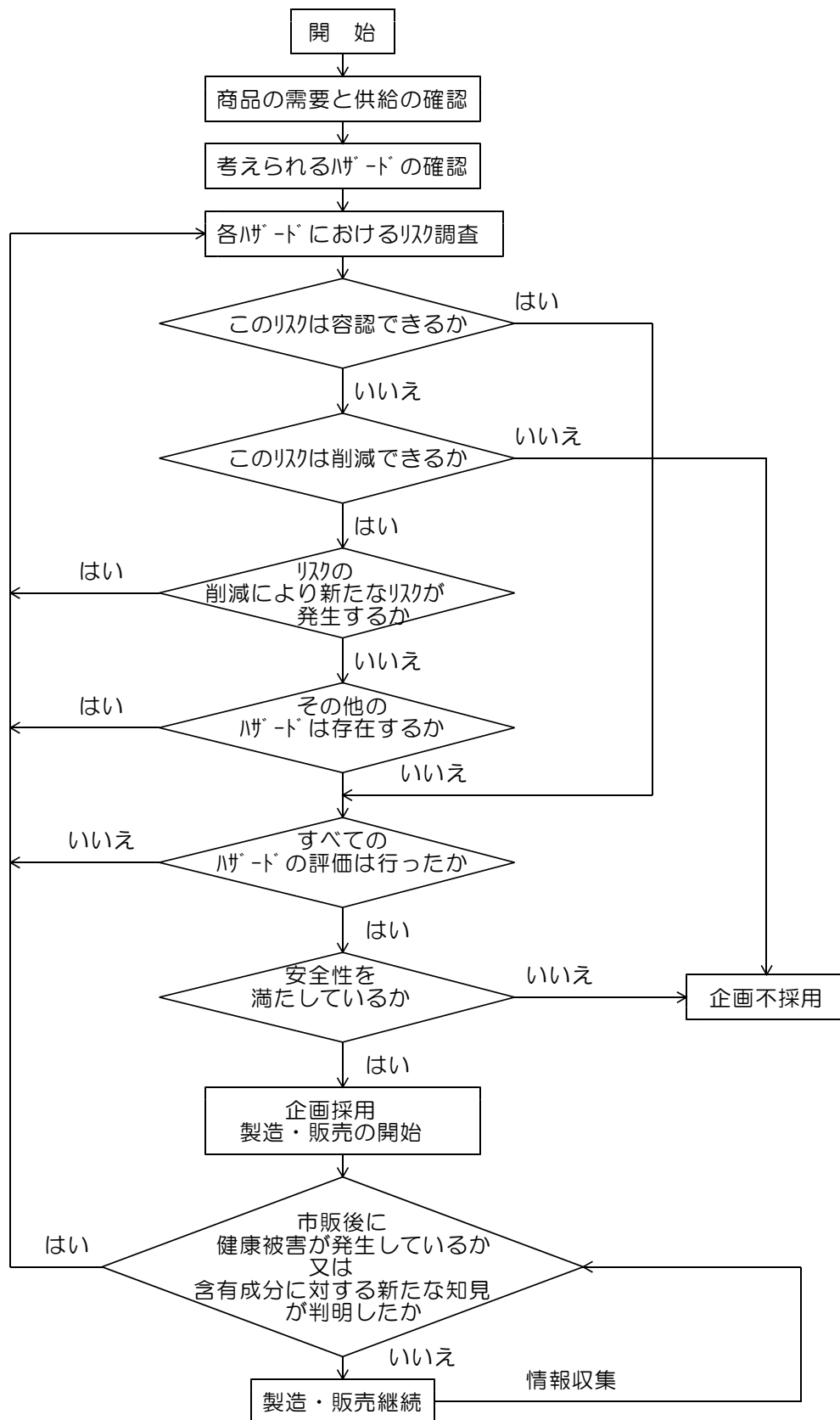


5. 付 録

(1) 安全確保のための手順



(2) 規制基準

①法律による規制基準

規 制 法	法 律 の 概 要	監 督 官 庁
消防法	国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。	総務省
食品衛生法	この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	厚生労働省
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進する。	環境省
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	環境省
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。	環境省
再生資源の利用に関する法律	資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与する。	環境省
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用などについて必要な規制を行う	厚生労働省 経済産業省 環境省
薬事法	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図る。	厚生労働省
消費者保護基本法	消費者の利益の擁護及び増進に関し、国、地方公共団体及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともにその施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保する	内閣府
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資する。	厚生労働省

規 制 法	法 律 の 概 要	監 督 官 庁
労働安全衛生法	労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と、快適な職場環境の形成を促進する。	厚生労働省
大気汚染防止法	工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進する。	環境省
製造物責任法	製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する。	経済産業省
高圧ガス保安法	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取り扱い及び消費並びに容器の製造及び取り扱いを規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保する。	経済産業省
家庭用品品質表示法	家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする	経済産業省
計量法	計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。	経済産業省
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締まりを行うことを目的とする。	厚生労働省
オゾン層保護法	国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置などを講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資する。	環境省
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する	環境省
悪臭防止法	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。	環境省
消費生活用製品安全法	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間の自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護する	経済産業省

規 制 法	法 律 の 概 要	監 督 官 庁
昭和50年東京都条例102号	東京都生活物資の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例。この条例に基づいて冷蔵庫用脱臭・消臭剤の表示の方法に際して事業者が守るべき事項が決められている。	東京都
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	法律により指定された化学物質の排出量等を事業者が把握し、これを公表すること等により、事業者の化学物質の管理の改善を促進し、環境の汚染を未然に防止することを目的とする。	厚生労働省 経済産業省 環境省
その他各都道府県の条例		

②関連する規格基準

規格基準	規 格 の 概 要 な ど	関連団体
日本工業規格（JIS）	工業標準化法に基づいて制定された国家規格。現在8400を越える規格がある。	日本規格協会
OECD試験法ガイドライン	OECDが定めている試験法ガイドラインであり、各国の化学物質の安全性に関する試験法の整合性を図るため、物理化学的試験、毒性試験、生体影響試験、分解性試験、濃縮度試験など約80種類の試験法がある。	OECD

③業界による自主基準など

規制基準	自 主 基 準 の 概 要 な ど	関連団体
家庭用生活害虫防除剤の自主基準	製品基準、製造基準及び附則からなり、製品の安全性を図るための表示、品質等に関する規定が示されている。	生活害虫防除剤協議会
IAゾール協会の自主基準	高圧ガス保安法施行令関係告示第139号第4条第3号りに定める表示に加えて、自主的に注意表示の効果的表示を行うを促したIAゾール製品表示要領。	(社)日本IAゾール協会

(3) 安全性情報に関する国内外の情報源

①国際機関、外国の公的機関その他の資料

IPCS	International programme on Chemical Safety：国際化学物質安全性計画 *EHC (Environmental Health Criteria：環境保健カテゴリー) 国際機関であるIPCSが、化学物質ごとの人や環境に対する影響、あるいは試験法などについて各国の専門家が文献を調査評価して作成している刊行物。現在約220冊刊行されている。 *CICAD(Concise International Chemical Assessment Document：国際簡潔評価文書) *ICSC(International Chemical Safety Cards：国際化学物質安全性カード) *HSG(Health Safety Guide：安全衛生ガイド)
WHO	World Health Organization：世界保健機関 *WHOテクニカルレポートシリーズ ・IARC(International Agency for Research on Cancer：国際がん研究機関) WHOに所属する国際的な研究機関であって、ワシンのワシにある。 *IARC Monograph on the Evaluation of Carcinogenic Risk of Chemicals to Humans (現在Vol.1-79)及びSupplements.(Supplements7(1987)にはモノグラフVol.1-42の評価のまとめが記載されている) 化学物質の人に対する発がん性を疫学及び動物実験、短期試験の結果に基づいて各国の専門家による会議で検討して分類評価を行っている。この分類は1,2A,2B,3,4に分かれている。 *IARC Scientific Publicationsシリーズ
FAO/WHO	Food and Agriculture Organization：国連食糧農業機関/WHO *Pesticide residues in food シリーズ
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構 *Screening Information Data Set(SIDS;初期評価情報項目) for High Production Volume (HPV) Chemicals (HPV; 高生産量化学物質)
United Nations	国連 *Transport of Dangerous Goods Recommendations-Seventh revised, edited by United Nations (輸送に関する国連勧告。一般にオレンジブックと言われている。)
ECETOC	European Centre for Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals *Joint Assessment of Commodity Chemicalsシリーズ 他
ATSDR	Agency for Toxic Substances and Disease Registry,米国 *Toxicological Profile シリーズ
ACGIH	American Conference of Governmental Industrial Hygienists 米国の産業衛生の専門家の組織であって、職業上及び環境上の健康について管理及び技術的な分野を扱っている。毎年、化学物質や物理的作用及びバイオエッセンスについての職業上の許容濃度の勧告値や化学物質の発がん性の分類を公表している。Governmentalとあるが政府機関ではない。

②安全性情報収集に有用なWeb上のサイト

< 国 外 (英 語 情 報) >

複数のドキュメント、データベース等を収載したサイト

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
INCHEM	IPCSの各種ドキュメント収載（IPCS）	http://www.inchem.org/
TOXNET	HSDB, IRIS, GENE-TOX, Toxline など各種データベース収載（NLM：米国国立医学図書館）	http://toxnet.nlm.nih.gov/

評価文書・レビュー文書

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
Environmental Health Criteria (EHC)	IPCSの評価文書。INCHEMに全文掲載（IPCS）	http://www.inchem.org/ehc.html
Health and Safety Guide (HSG)	EHCより簡潔な文書。現在は作成中止。INCHEMに全文掲載（IPCS）	http://www.inchem.org/hsg.html
Concise International Chemical Assessment Document (CICAD)	既存の評価文書等に基づいて作成された簡潔な評価文書。INCHEMに全文掲載（IPCS）	http://www.inchem.org/cicads.html
IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans	IARCモノグラフ：化学物質の発がん性評価結果。Webには要旨掲載（IARC：国際がん研究機関/WHO）	http://193.51.164.11/monoeval/allmonos.html
JMPR (Joint Meeting on Pesticide Residues) - Pesticide residues in food (Report, Evaluations)	食品中の残留農薬に関する情報。INCHEMに全文掲載（IPCS）	http://www.inchem.org/jmpr.html
Joint Expert Committee on Food Additives (JECFA) Monographs and Evaluations	食品添加物に関する情報。INCHEMに全文掲載（IPCS）	http://www.inchem.org/jecfa.html
WHO Technical Report Series	1990年以降分はWebに要旨掲載（IPCS）	http://www.who.int/dsa/cat97/ztrs.htm
ECETOC Joint Assessment of Commodity Chemicals Report	健康や環境に有害影響を与える物質などの物性や毒性情報。Webにはタイトルのみ掲載（ECETOC：European Centre for Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals）	http://www.ecetoc.org/entry.htm
ATSDR Toxicological Profiles	有害物質の人への曝露影響や環境影響等の情報。Webに全文掲載（ATSDR：Agency for Toxic Substances and Disease Registry）	http://www.atsdr.cdc.gov/toxpro2.html

毒性試験報告、データ集、ファクトデータベース等

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
International Chemical Safety Cards (ICSC)	化学物質の物性、毒性等を簡潔に記載したIPCSの安全性カード（IPCS, ILOのWebサイトにフルテキスト掲載，日本語版は国立衛研HPに収載）	http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/cis/products/icsc/index.htm
NTP Testing Information and Study Results	短期、長期、生殖、免疫毒性等、NTPの各種試験結果報告書。Webには要旨のみ掲載（NIEHS：国立環境科学研究所）	http://ntp-server.niehs.nih.gov/main_pages/NTP_ALL_STDY_PG.html
Hazardous Substances Data Bank (HSDB)	化学物質の物性、毒性等の情報データベース。環境影響、代謝等の情報も収載されている（NLM：国立医学図書館）	http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/htmlgen?HSDB
Chemical Health & Safety Data	化学物質の物性、LD50等（NIEHS：国立環境科学研究所）	http://ntp-server.niehs.nih.gov/Main_Pages/Chem-HS.html
ECDIN (Environmental Chemicals Data and Information Network) Databank	化学物質の物性、LD50等（ECDIN/PHATOX）	http://ecdin.etomep.net/Ecdin/Ecdin.html
NIOSH Pocket Guide	労働衛生関連のデータ（暴露限界など）（NIOSH：国立労働安全衛生研究所）	http://www.cdc.gov/niosh/npg/pgdstart.html
Right to Know Hazardous Substance Fact Sheets	化学物質の健康影響に関する情報（New Jersey, Department of Health）	http://www.state.nj.us/health/eoh/rtkweb/rtkhsfs.htm
The Emergency Response Guidebook (ERG2000)	以前は本のみであったが、現在はWebから無料で提供されている（DOT's Office of Hazardous Materials Safety）	http://hazmat.dot.gov/guidebook.htm

化学物質関連機関・部署のページ

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
CIS/ILO	ILOの化学物質安全情報機関CISによる情報	http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/cis/index.htm
IPCS	IPCSの化学物質安全性に関する情報	http://www.who.int/pcs/index.htm
OECD's Work on Environment Health and Safety	OECDの化学品計画，事故防止計画、農薬計画などの情報	http://www.oecd.org/ehs
US EPA	米国EPAのホームページ	http://www.epa.gov/
US NIOSH	米国労働安全研究所のホームページ	http://www.cdc.gov/niosh/homepage.html
US FDA	米国FDAのホームページ	http://www.fda.gov/default.htm

文献データベース

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
Toxline	複数の文献データベースから毒性関連文献を抽出したデータベース。無料。 （NLM：国立医学図書館）	http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/htmlgen?TOXLINE
Medline	主として医学に関する文献データベースである。毒性データや人に起こった健康障害に関する論文も収録されている。無料。 （NLM：国立医学図書館）	http://www.ncbi.nlm.nih.gov/PubMed/
Cancerlit	発がん性関連文献データベース。無料 （NCI：国立がん研究所）	http://cnetdb.nci.nih.gov/cancerlit.shtml

<国内（日本語情報）>

評価文書等

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
環境保健クライテリア（EHC）	IPCSの評価文書EHCの要旨の和訳（国立医薬品食品衛生研究所）	http://www.nihs.go.jp/DCBI/PUBLIST/ehchsg/ehctran.html
国際簡潔評価文書（CICAD）	IPCSの評価文書CICADの要約または全文の和訳（国立医薬品食品衛生研究所）	http://www.nihs.go.jp/cicad/cicad2.html
化学物質安全性（ハザード）評価シート	全文（製品評価技術基盤機構化学物質管理センター）	http://www.safe.nite.go.jp/index/data/pk_hyoka.hyoka_home
同 上	要旨（（財）化学物質評価研究機構）	http://www.cerij.or.jp/ceri_jp/koukai/date_sheet_list/list_sideindex_cot.html

データ集、毒性試験報告、その他

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
国際化学物質安全性カード（ICSC）日本語版	化学物質の物性、毒性等を簡潔に記載したIPCSの安全性カードの全訳（国立医薬品食品衛生研究所）	http://www.nihs.go.jp/ICSC/
化学物質毒性データベース	OECDのHPV化学物質安全性点検プログラムの一環として行ってきた化学物質の毒性試験データ報告（厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室）	http://wwwdb.mhlw.go.jp/ginc/html/db1-j.html
家庭用品に係る健康被害病院モニター報告	家庭用品に係る消費者の健康被害事例の病院モニター報告（厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室）	http://www.nihs.go.jp/mhlw/ocs/monitor/monitor.html

化学物質と環境 (通称： 黒本)	環境省が実施している化学物質環境調査結果の年次報告書（環境省）	http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html
P R T R 法指定化学物質有害性データ検索	P R T R 法で指定対象の化学物質について物質名、C A S 番号、施行令の号番号、種別、用途等から検索できる（環境省）	http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/index.html
化学物質情報	危険・有害性情報、安衛法化学物質情報等（安全衛生情報センター）	http://www.jaish.gr.jp/anzen/html/select/ankg00.htm
化学物質データベース (WebKis-Plus)	KIS-NETにいくつかのファイルを追加したもの。農薬データベース等も収載（国立環境研究所）	http://info.nies.go.jp:8093/
化学物質安全情報提供システム（kis-net）	KIS-NET（神奈川県環境科学センター）	http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/
化学製品情報データベース	化学製品情報など（（財）日本化学工業協会）	http://www.jcia-net.or.jp/

化学物質の規制に関する情報

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
化学物質に関連する法律	化審法、毒劇法、水道法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（国立医薬品食品衛生研究所）	http://www.nihs.go.jp/law/law.html
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	（独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター）	http://www.safe.nite.go.jp/japan/index_j.html
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）	（独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター）	http://www.safe.nite.go.jp/japan/index_j.html
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）	（環境省）	http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html
労働安全衛生法	（安全衛生情報センター／中央労働災害防止協会）	http://www.jaish.gr.jp/index.html

化学物質関連機関・部署のページ

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
国立医薬品食品衛生研究所 (化学物質に関する情報)	IPCSドキュメントの和訳、健康危機管理情報、化学物質の規制に関する情報、Webガイドなど。	http://www.nihs.go.jp/hse/chemical/index.html
厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室 (化学物質の安全管理に関する情報)	化学物質毒性データベース、家庭用品に係わる健康被害病院モニター報告、シックハウス問題、ダイオキシン、など。	http://www.nihs.go.jp/mlhw/ocs/index.html

環境省環境保健部 (保健・化学物質対策)	PRTR対象化学物質DB、ダイオキシン対策、内分泌攪乱化学物質、化学物質と環境、など。	http://www.env.go.jp/chemi/index.html
独立行政法人 製品評価 技術基盤機構 化学物質 管理センター	PRTR対象物質DB、安全性評価シート、安全性点検データなど	http://www.safe.nite.go.jp/japan/index_j.html
(財)化学物質評価研究機構	安全性点検DATA、安全性評価シート、生分解性予測システムなど	http://www.cerij.or.jp/ceri_jp/index_j.shtml
安全衛生情報センター (中央労働災害防止協会)	安衛法化学物質情報、化学物質の危険・有害性情報、など	http://www.jaish.gr.jp/
東京都立衛生研究所	内分泌攪乱物質、ダイオキシン、室内空気中の化学物質、など	http://www.tokyo-eiken.go.jp/index-j.html

文献データベース

情報／資料名	説明（及び提供機関）	Webアドレス
JICST科学技術文献ファ イル (JOIS)	国内外の文献の検索。日本語で検索でき、抄録も日本語。有料（科学技術振興事業団）	http://pr.jst.go.jp

③印刷物

国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版第3集及び第4集	化学工業日報社(1997,1999)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会(1995)
危険物データブック 東京消防庁警防研究会監修	丸善(1988)
産業中毒便覧(増補版) 後藤稔、池田正之、原一郎編	医歯薬出版(1981)
環境化学物質要覧 環境庁環境化学物質研究会編	丸善(1988)
ガッス有害物質データブック日本語訳 藤原鎮男監修 (N.I.Sax,R.J.Lewis,Sr. Hazardous Chemicals Desk Reference 1987)	丸善(1990)
危険物ハンドブック 吉田忠雄、田村昌三監訳 (Handbook of Reactive Chemical Hazards, L.Bretherich 1985)	丸善(1987)
危険物防災救急要覧 ー化学物質の性状と取扱いー 神戸海難防止研究会編	成山堂書店(1990)
化学防災指針 1～7 日本化学会編	丸善
中毒百科 事例・病態・治療 改訂第2版 内藤裕史	南江堂(2001)
危険物輸送・貯蔵・ハンドブック 難波桂芳監修	リテックシステム(1988)

微生物を用いる変異原性試験データ集 石館基監修	IL・アイ・シー (1991)
改訂染色体異常試験データ集 石館基監修	IL・アイ・シー(1987)
化審法の既存化学物質安全性点検データ集 通産省基礎産業局化学品安全課監修 (社)日本化学物質安全・情報センター(1992)	
急性中毒処置の手引 第三版 (財)日本中毒情報センター編集	じほう(1999)
改訂版 症例で学ぶ中毒事故とその対策 (財)日本中毒情報センター編集	じほう(2000)
化学物質のリスクアセスメント 監修 厚生省生活衛生局企画課生活化学安全対策室 編集 国立医薬品食品衛生研究所 「化学物質のリスクアセスメント」編集委員会	薬業時報社(1997)
化学物質毒性ハンドブック 全6巻 内藤裕史監訳 (Patty's Industrial Hygiene and Toxicology 第4版)	丸善(2000)
国内外における化学物質安全性規制ガイド 化学物質安全性規制ガイド企画委員会編	日本能率協会(1990)
日本産業衛生学会許容濃度等の勧告(毎年更新)	産業衛生学雑誌
Chemical Safety Data Sheets, Vol.1-5, The Royal Society of Chemistry,(1989-) Thomas Graham House, Cambridge, U.K.	
Dangerous Properties of Industrial Materials, 8th ed., Sax,N.I and Lewis, R.J.(1992) Van Nostrand Rienhold Co., New York.	
ACGIH Documentation of the Threshold Limit Values 6th ed., (1991) American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Cincinnati, Ohio.	
Solvents Safety Handbook, D.J.De renzo(1986) Noyes Data Corp.	
Bretherich's Handbook of Reactive Chemical Hazard 4th ed., L.Bretherich(1990) Butterworths.	
Handbook of Environmental Fate and Exposure Data for Organic Chemicals, P.H.Howard Vol.1-2(1990) Lewis Publishers.	
Patty's Industrial Hygiene and Toxicology, 4th ed., Clayton, G.C. and Clayton, F.E., (1994) John Wiley & Sons, New York.	

④CD-ROM or オンラインサービスで利用できるデータベース
(②に収載したものを除く)

情報源	内 容	作成機関
RTECS	Registry of Toxic Effect of Chemical Substancesの略で、米国の国立労働安全衛生研究所(NIOSH)が編集している化学物質の毒性の数値のデータ集である。眼、皮膚刺激、変異原性、がん原性、生殖毒性、急性毒性、ACGIHの許容濃度勧告値、OSHA,NIOSHの許容濃度値等のデータが記載されてる。CD-ROM、オンラインサービスがある。	国立労働安全衛生研究所(NIOSH)
TOMES Plus	11のデータベースからなる危険物・薬物・毒物の情報。公的機関及び諸機関が提供している8つのデータベースにTOMESの3データベースを組み合わせて構成されている。	MICROMEDEX社
BIOSIS PREVIEW	BIOSISの主要な出版物であるBiological Abstracts(BA),Biological Abstracts/RRM(Reports,Reviews,Meetings)(BA/RRM)とBioResearch Index(Biol)に掲載された書誌事項が収録されている。生命科学に関する研究課題が収録対象。DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	Biological Abstracts社
SCISEARCH	SCISEARCHはInstitute for Scientific Information(ISI)が作成する科学、技術、生物医学、及び関連分野の文献が収録されている国際的かつ学際的なデータベース。DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	Institute for Scientific Information (ISI)
TSCA CHEMICAL SUBSTANCES INVENTORY	TSCA Inventoryは米国で商業目的のために製造、輸入または処理されている化学物質の編纂物で、公法94-469の「毒性物質規制法」(TSCA=Toxic Substances Control Act)のセクション8(d)に依って開発された。DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	U.S. Environmental Protection Agency
EMBASE	EMBASEは人間の医学とその関連分野の世界中の文献に対する重要かつ包括的な索引。DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	Excerpta Medica社
LIFE SCIENCES COLLECTION	LIFE SCIENCES COLLECTIONは生物学、医学、生化学、バイオテクノロジー、生態学および微生物学の主要な領域、ならびに農学と獣医学のいくつかの側面にわたる世界中の最も新しい研究文献の抄録と書誌事項を収録している。DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	Canbridge Scientific Abstracts
OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH	OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH(NIOSH)は米国国立安全衛生研究所(National Institute for Occupational Safety and Health)が作成した書誌データベース。収録対象は衛生、安全ならびに関連分野150以上の最新雑誌、International Labour Organization/International Occupational Safety and Health Information Center(ILO/CIS)の1974年以前の抄録DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	National Institute for Occupational Safety and Health
CHAPMAN & HALL	Chapman & Hall Chemical DatabaseはChapman & Hall社の化学事典数種の全文を収録しており、専門家グループの選	Chapman & Hall社

CHEMICAL DATABASE	定した主要な化学物質の同定情報、物理的・化学的性質、用途、危険性、主要参考文献を掲載している。 DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	
THE MERCK INDEX ONLINE	Merck Index Onlineは化学物質・医薬・生体物質の事典 The Merck Indexの第11版のオンライン版。 DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	Merck & Co.
CHEMICAL SAFETY NEWSBASE	CHEMICAL SAFETY NEWSBASE(CSNB)は、英国化学会(RSC)が作成しており、工場や実験室で作業員が接する化学品や化学処理過程の危険ならびに危険の可能性について情報を提供する。作業場所で接する微生物および放射能の危険も対象にしている。 DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	Royal Society of Chemistry
CA SEARCH	CA SEARCHはChemical Abstractsの縮約版にその統制索引語であるCA General Subject Index Heading(一般事項索引見出し語)とCAS Registry Number(CAS登録番号)を付加したもの。収録範囲は化学分野の雑誌、特許、総説、テクニカルポート、モグラフィ、会議、シンポジウム資料、学位論文、単行本など。 DIALOG,STNなどの民間のオンライン検索サービスで利用できる。	Chemical Abstracts Service
CHRIS	Chemical Hazard Response Information System CD-ROM、オンラインサービスが利用できる。	
OHMTADS	Oil and Hazardous Materials Technical Assistance Data System ,CD-ROM、オンラインサービスが利用できる。	
CIS	Chemical Information System,米国の化学情報データベース。Genetox, RTECS, Baker, Mallin, OHNTADS, CHRIS, ISHOW, ACQUIRE, IRISを含むデータベース	

(4) 消費者情報源

①国民生活センター

全国の消費生活センター及び協力病院などから提供された商品・サービスにより生命・身体に危害を受けたもの、及びその危険があると考えられるものを早期に収拾して、これを分析・評価し、消費者被害の拡大防止と未然防止に役立つ情報を提供する。

*電話での問い合わせ

消費者相談窓口：TEL:03-3446-0999

時間：10:00-12:00, 13:00-16:00（土、日、祝日を除く）

ホームページ：http://www.kokusen.go.jp

*印刷物

危害情報システムに収集した件数や事例、暮らしの中の安全をテーマにした記事などを「国民生活」（国民生活センター発行）に1回／月掲載している。

消費者向け商品テスト月刊誌「たしかな目」には、記者発表を行った危害情報などを

時期に応じて掲載している。

身近な危険をテーマに取り上げ、事故の統計的傾向や具体的事例、危害・危険の原因、安全対策をまとめたリーフレット「くらしの危険」を10回／年発行している。

***その他**

危害情報は、パブリック通信「生活ニューネット」による入手も可能。
(詳細は、情報プラザ室 TEL:03-3443-6226へ)

② (財) 日本中毒情報センターの情報

化学物質(家庭用品、化学薬品)、医薬品、農薬、動植物成分などによる急性中毒が発生した場合に、治療に必要な情報を提供する。

***電話での問い合わせ**

- ・中毒110番 (大 阪) 0990-50-2499 (ダイヤルQ2) 365日
24時間対応
- (つくば) 0990-52-9899 (ダイヤルQ2) 365日
9～21時対応

情報料：315円／回

- ・医療機関専用有料電話(一件につき2000円)
 - (大 阪) 072-726-9923 365日 24時間対応
 - (つくば) 029-851-9999 365日 9～21時対応
- ・賛助会員(病院、企業、行政等)にのみ電話番号を通知する。年1回更新。

***印刷物**

- ・受信報告を「中毒研究」(日本中毒学会準機関誌、株式会社じほう発行)に1回／年掲載。
- ・中毒110番小冊子(一部315円、30部以上から販売)

***データベース**

- ・医療機関専用検索システム(JP・M・TOX)
初年度100万円、メンテナンス費用50万円

***ホームページ**

<http://www.j-poison-ic.or.jp>
(ミラーサイト <http://www.t.j-poison-ic.or.jp>)

***その他**

賛助会員企業に対しては別途相談の上、製品事故受信状況調査を行っている
(有料)

◎中毒110番小冊子、各種データベース、賛助会、製品事故調査の詳細については 本部事務局 TEL:029-856-3566 へ

③都道府県等の消費生活センター

④PL相談センター

*化学製品PL相談センター

tel:03-3580-1951

ホームページ：http://www.nikkakyo.org/index.html（日本化学工業会のホームページ上にある）

*生活用品PL相談センター

tel:03-3639-8881

*製品安全協会内 消費生活製品PLセンター

tel:03-3590-3421

（５）学会

①日本産業衛生学会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8 公衆衛生ビル

TEL:03-3356-1536

②日本中毒学会

〒113-0022 東京都文京区千駄木1-1-5 日本医科大学救急医学教室内

TEL:03-3822-2131

機関誌：中毒研究（薬業時報社）

③日本リスク研究学会

〒305-0006 茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学社会工学系内

TEL:0298-53-5380 FAX:0298-55-3849

機関誌：日本リスク研究学会誌（日本リスク研究学会）

④日本接触皮膚炎学会

機関誌：Environmental Dermatology（日本接触皮膚炎学会）

ホームページ：http://www.med.nagoya-u.ac.jp/hp/Environderm/index.htm

⑤日本職業アレルギー学会

〒371-0034 群馬県前橋市昭和町3-39-15（群馬大学医学部第一内科内）

TEL:0272-32-2653

機関誌：日本職業アレルギー学会誌（日本職業アレルギー学会）

（６）エアゾール製品表示関連

社団法人 日本エアゾール協会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

有楽町電気ビル南館1359区（13F）

TEL: 03 - 3201 - 4047 FAX: 03 - 3215 - 4635

①エアゾール製品の表示要領

（以下、平成9年9月30日付 日本エアゾール協会自主基準より 抜粋）

エアゾール製品の表示に関しては、高圧ガス保安法施行令関係告示第139号第4条第3号りに定める表示に加えて、該当する製品に対する関係団体で規定している表示ガイド及び下記の記載要領を参考にして、自主的に注意表示の効果的表示の行われることを希望する。

高圧ガス保安法施行令関係告示第139号第4条第3号りに定める表示について

1. 火災長試験による火災が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用していないもの：

甲欄

(1)

高温に注意

乙欄

高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。
1.高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等⁽²⁾の近くなど温度が40度⁽³⁾以上となる所に置かないこと。
2.火の中に入れないこと。
3.使い切って捨てること。
高圧ガス：使用するガスの種類⁽⁴⁾（ガス名称⁽⁵⁾を表示する）

2. 火災長試験による火災が認められるもの、又は噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの：

甲欄

(1)

火気と高温に注意

乙欄

高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。
1.炎や火気の近くで使用しないこと。
2.火気を使用している室内で大量に使用しないこと⁽⁶⁾。
3.高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等⁽²⁾の近くなど温度が40度⁽³⁾以上となる所に置かないこと。
4.火の中に入れないこと。
5.使い切って捨てること。
高圧ガス：使用するガスの種類⁽⁴⁾（ガス名称⁽⁵⁾を表示する）

注：(1)：赤地を設け、白色の文字で表示する。文字の大きさは、次の通り。

容器容積	甲 欄		乙 欄
	漢 字	かな文字	
200mL以上	16ℓ以上	8 ℓ以上	8 ℓ以上
200mL未満	12ℓ以上	6 ℓ以上	6 ℓ以上

(2)：火気等の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。

(3)：「度」の部分は「℃」と表示することができる。

(4)：「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの具体的名称を表示すること。ガス名称は、赤色の文字とする。

「高圧ガス：使用するガスの種類」の行は、行を改めて記載すること。

(5)：ガス名称は次の通りとする。

- ・LPガス又はLPG
- ・ジメチルエーテル又はDME
- ・HFC-134a、HFC-22等
- ・炭酸ガス又はCO₂
- ・窒素又はN₂
- ・圧縮空気
- ・混合物の場合は併記する。（例：LPガス／DME）

(6)：本注意事項は、屋外のみで使用することを目的としたエアゾールであって、本表示の枠の外に、説明文の文字より大きな文字で、注意表示であることが一目で分かるように、次のように枠をとり明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。当該注意表示は縦書き、横書きの何れでもよい。

室内で使用しないこと

又は

必ず屋外で使用

3. 二重構造容器については、告示に定める方法に関して、上記記載事項に従って表示を行うこと。

4. 告示規定表示に関する平成3年5月の通商産業検査所化学部化学工業品課との打合せ概要（告示改正に伴い一部協会で修正した）

(1) 表示事項及び表示方法

- ①甲欄、乙欄の規定文は、告示とおりとする。
- ②ラベル全体と表示枠内の色の差が鮮明に異なれば、特に枠で囲む必要はない。
- ③枠の形は正方形又は長方形とし、鉤形などは読みにくいため避ける。

(2) 甲欄の規定文及び表示方法

- ①「高温に注意」又は「火気と高温に注意」は、同一赤地枠内に記載する。
- ②甲欄の赤地の色は、できる限り赤に近づけること。
- ③甲欄の文字の白色は、できる限り白に近づけること。
- ④容器全体が有色の場合、警告表示が一目で分かるように表示されていること。
（例：容器全体が赤色に近いデザインの場合、白枠赤地で白色文字とする等）
- ⑤文字の大きさは、表示枠の大きさの制限などによって極端に縦長（縦扁平）の文字にならないようにすること。
- ⑥文字の太さは、文字が埋没しないような太さにすること。

(3) 乙欄の規定文及び表示方法

- ①規定文は、告示とおりとする。
- ②前文（「高圧ガスを使用した・・・、下記の注意を守ること。」）と各注意事項は、容器内容積が100mL以上の場合、行を改めて記載する。
- ③前文は、甲欄表示に続けて記載してもよい。
- ④各注意事項は続けて記載してもよい。この場合、各注意事項の間は句読点を付すか一字開ける。
- ⑤各注意事項の前に付してある番号は、例えば、一、1、1.、(1)、①、又は○、●、・、などの記号を用いてもよい。
- ⑥容器全体が有色の場合は、地色に対して文字が鮮明に表示されるように配色されていること。
- ⑦文字の大きさは、表示枠の大きさの制限などによって極端に縦長（縦扁平）の文字にならないようにすること。
- ⑧文字の太さは、文字が埋没しないような太さにすること。

(4) 「表示すべき事項」の下位区分の表示

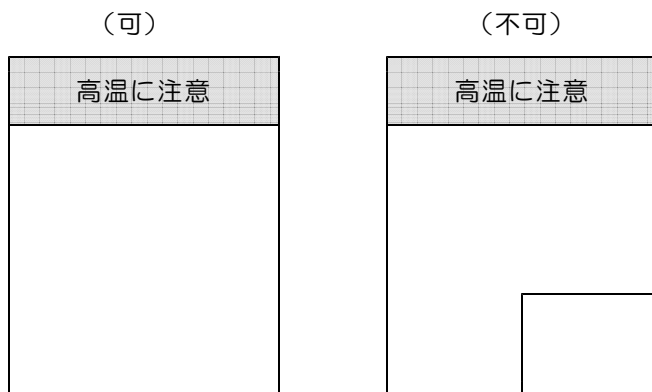
- ①可燃性ガスを使用していないが、溶剤などによって火災が認められるおそれがあるものは、甲欄の「火気と高温に注意」及びこれに伴う乙欄の表示をしても差し支えないものとする。

(5) 備考

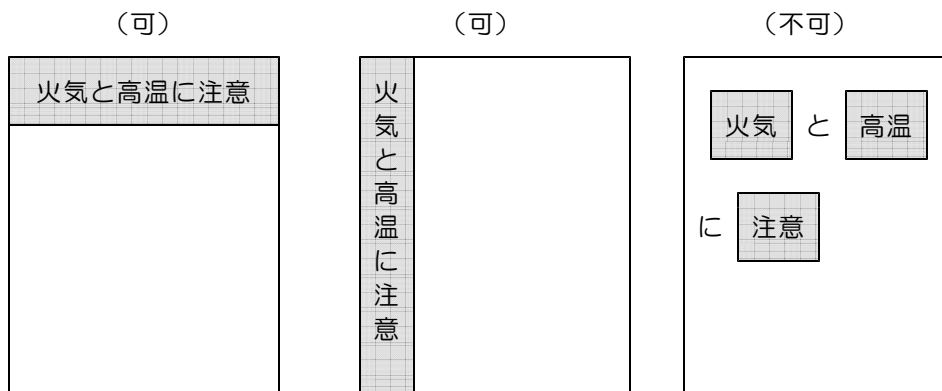
- ①告示による表示は、警告表示であることを留意して、原則を優先すること。

(参 考)

1. 参考事項に設ける枠は、欠けることのないよう表示すること



2. 甲欄の表示は分離しないこと



エアゾール製品の注意事項自主表示例

【保管及び取扱上の注意表示例】

- * 直射日光の当たる所、ファンヒーターなどの暖房器具や加熱源の周囲は温度が上がり破裂する危険があるので置かないこと。
- * 高温にすると破裂するおそれがあり危険です。直射日光の当たる所、ファンヒーターなどの暖房器具や加熱源の付近に放置しないこと。
- * 暖房器具（ファンヒーター等）の周囲は、温度が上がり破裂する危険があるので置かないこと。
- * ファンヒーターの吹出口などに置くと、温度が上がって破裂するおそれがあり危険です。
- * 保管の際は、直射日光の当たる場所や加熱源の付近、錆の発生しやすい水・湿気の多い所では破裂の原因になりますので置かないで下さい。
（上記の注意事項表示は、告示の乙欄において「火気等」の部分に具体例を表示してある場合は、省略できる。）
- * 缶の錆を防ぐために、水回りや湿気の多い場所に置かないこと。
- * 缶の錆による破裂を防ぐために、水回りや湿気の多い場所に置かないこと。
- * 水回りや湿気の多いところに置くと、缶が錆びて中味が漏れたり破裂する危険があるので、置かないこと。
- * 水回りや湿気の多いところに置くと、缶が錆びて破裂する危険があります。

【廃棄上の注意表示例】

- * 捨てるときは、火気のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押しガスを抜くこと。
- * 捨てるときは、火気のない屋外で噴射音が消えるまでガスを抜くこと。
- * 使い終わったあき缶は、火気のない戸外で噴射音が消えるまでボタンを押してガスを抜き捨てて下さい。

＊中身が完全に吹きでなくなるまで使い切って下さい。

（注：語尾は、他の文言との関係で「…して下さい」「…すること」の何れでもよい）

②圧縮ガスのみを噴射剤に用いるエアゾールに関する自主基準

平成9年10月1日
(社)日本エアゾール協会

1.目 的

この基準は、圧縮ガスのみを噴射剤に用いるエアゾール（以下「該当エアゾール」という。）の技術上の基準を規定し、当該エアゾールの安全性の確保を図ることを目的とする。

（エアゾール製品の噴射剤として用いることができる圧縮ガスは、窒素、圧縮空気、アルゴン、ヘリウム及び酸素、炭酸ガスの単体又は混合ガスであり、かつそれ自体非可燃性ガスとする。）

2.適 用 範 囲

この基準は、内容積30mL以上1,000mL以下の容器内における当該エアゾール（使用中噴射剤が噴出しなない構造の容器に充填されたものを含む）であって、当該エアゾールの容器内の圧力が、温度35度において1.0MPa（ゲージ圧力をいう。以下同じ）未満となるエアゾールに適用する。

（ただし、常用の温度で容器内圧力が1.0MPaを越えないようにすること。）

3.製 品 基 準

容器に充填された当該エアゾールは、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)容器内容積は、1,000mL以下であること。

(2)温度35℃において容器内の圧力が1.0MPa未満であり、かつ、内容液の体積が容器内容積の90%以下のものであること。

(3)材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器（内容物による腐食を防止するための措置を講じたものに限る。）又は内容積220mL以下の容器（ガラス製の容器であっては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものに限る。）に充填されたものであること。

(4)温度50℃における容器内の圧力の1.5倍で変形せず、かつ、温度50℃における容器内の圧力の1.8倍の圧力で破裂しない容器に充填されたものであること。ただし、圧力1.3MPaで変形せず、かつ、圧力1.5MPaで破裂しない容器に充填されたものにあつてはこの限りではない。

(5)容器に充填された当該エアゾールを温度48℃にしたとき、ガスが漏れないものであること。

(6)バルブが突出した容器には、バルブを保護する措置を講じてあるものであること。

(7)ガスの名称、製造した者の名称又は記号、製造番号及び次号に定める事項を容器（内容積が30mLを越えるものに限る）の外面に明示したものであること。

(8)次の表の左欄に掲げる当該エアゾールの種類に依じて、同表の右欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては、日本工業規格Z8305に規定する12^号以上（ひらがなの部分にあつては6^号以上）、乙欄に掲げる事項にあつては、日本工業規格Z8305に規定する6^号以上の大きさの文字で見易い箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、右欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、火炎長試験による火炎が認められるものにあつては、甲欄の表示すべき事項は、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示すること。

当該エアゾールの種類	表示すべき事項	
	甲	乙
火炎長試験による火炎が認められないもの	高温に注意	加圧されている製品のため、下記の注意を守ること。 1.温度が40度以上となるとところに置かないこと。 2.火の中にいれないこと 3.使い切って捨てること 〇〇使用
火炎長試験による火炎が認められるもの	火気と高温に注意	加圧されている製品のため、下記の注意を守ること。 1.炎や火気の近くで使用しないこと。 2.火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 3.温度が40度以上となるとところに置かないこと。 4.火の中にいれないこと 5.使い切って捨てること 〇〇使用

(注)：〇〇には、窒素、圧縮空気、炭酸ガス等使用しているガス名を表記すること。

(備考)

火炎長試験は、エアゾール（以下「試料」という。）の温度を24℃以上、26℃以下にし、次に定める試験装置及び試験方法により行うこととする。

1.試験装置

食塩による火炎着色装置を付けたバーナー（都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。）及び試料（容器の噴射口の高さはバーナーの高さと同じにする。）を15cmの間隔に配置する。

2.試験方法

バーナーの火炎の長さを4.5cm以上、5.5cm以下に調節し、噴射された試料の下部がバーナーの火炎の上部三分の一を通過するように行い、火炎が認められるか否かを確認する。

4.付 則

(1)この基準は、当該圧縮ガスのみを噴射剤に用いるエアゾールに関する規定を特に定め、通商産業省環境立地局保安課に提出したものである。

なお、当該エアゾールの製造にあたっては、この基準の外に、高圧ガス保安法の規定を遵守すること。また、消防法、薬事法その他の関係法規も遵守すること。

(2)この基準の改廃は、理事会の承認を得かつ通商産業省環境立地局保安課の了承を得た上で行うものとする。

(3)この基準は、平成9年10月1日以降に製造するものについて適用する。

なお、通商産業省告示第203号（平成3年6月4日）第3号8に基づき表示を行っているエアゾール容器にあっては、本基準適用の日から1年6ヶ月は使用してよいものとする。

(参考)

常用の温度とは、35℃においては高圧ガスとはならないガスを充填した容器の運搬中、直射日光等により容器及び容器に充填されているガスの温度が上昇し高圧ガスとなる場合は、その時点において「高圧ガス」となり、法の規制を受けることになるが、特に日光等の温度は地域によって異なることが多く不明確なので、その時点以前からも「高圧ガス」として規制している。

「高圧ガス取締法逐条解説－その解釈と運用－」（S42-O5-31）

(7) 事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針

平成9年11月20日

エアゾール製品処理対策協議会

はじめに

本紙指針は、消費者の手に届かずに処理せざるを得ない製品を廃棄処理する場合に適用します。

これらの廃棄処理しなければならない製品は、内容物が入っているので、一般的には容器を壊し、内容物を取り除き、容器はスクラップ剤、内容物は廃液として、それぞれリサイクル又は産業廃棄物として、処理されます。

この過程において注意しなければならないことは、過程で使用される場合とは異なり、内容物の入っているものが1度にしかも大量に処理されることです。この場合、安全なエアゾールも、不適切な取り扱いによって極めて危険なものに変わります。放出されるＬＰガス等の可燃性ガスと内容物による引火、火災、爆発の危険の可能性が予測されます。

産業廃棄物処理に伴う多くの危害を回避するためには、エアゾール製品の特性をよく理解し、適切に設備された施設で処理を行わなければなりません。

廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者の責務（第3条第1項）及び事業者の処理（第12条）が規定されており、また、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合の基準（第12条第3項）及び違反した場合の罰則（第26条）が規定されています。

したがって、これらの諸規定を十分に認識するとともに、エアゾール製品を大量に廃棄処理する場合に安全を確保するために事業者において考慮すべき事項を掲げて、当該処理に係る適切な処理及び事故の防止を図るための指針とします。

I. 事業者自ら廃棄処理を行う場合の留意事項

(1) エアゾール製品の廃棄処理は、着火源となる火気や静電気の発生を防止するために、以下の条件を備えたエアゾール製品の廃棄のための処理施設で行わなければならない。

ア 粉砕機等の電気を使用した設備が防爆構造となっていること。

イ 処理に使用する機械器具については、静電気が帯電して火花が発生しないように、接地その他静電気を確実に除去するための措置が講じられていること。

(2) 処理するエアゾール製品から放出された可燃性ガスが爆発の危険がある濃度に達しないように以下の措置を講ずること。

ア 換気の良い場所を選ぶとともに、排出された可燃性ガスが滞留しないような換気設備を備えること。

イ ガス濃度探知機を備え、定期的に可燃性ガスの濃度を測定すること。

ウ 一度に多量にガスが排出しないように、あらかじめ時間当たりの処理量を定め、これを遵守すること。

(3) 処理を行う場所では、火花、もしくはアークを発生し、または高温になって点火源となるおそれのある機械又は火気を使用してはならないこと。

(4) 処理を行う場所は、爆発等の災害が発生した場合を配慮して、民家その他の施設に対して安全な距離を保つこと。

(5) 内容物についても、引火性が高く可燃性を有するものが多いので、危険物に準じて取り扱うこと。

(6) 処理責任者を定めて、常に監督を怠らないようにすること。

(7) 処理を行う場合、消防法、労働安全衛生法など他の関連法規の主旨をよく理解し、安全作業に努めること。

II. 廃棄を委託する場合の留意事項

エアゾール製品の廃棄処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、廃棄処理の最終責任が委託者にあることを自覚し、産業廃棄物処理業者において処理作業が安全に行われることを確保するために、次の手続きを行うこと。

(1) 処理業者に、下記に記載してある事項及び委託するエアゾール製品の性状について必要な情報を提供し安全な取り扱いについて十分な情報を提供すること。

[廃棄処理時に考慮すべき事項]

① エアゾール製品は可燃性のガスが使用されていることが予想されること。

② 可燃性液化ガスは、気化して多量の可燃性蒸気を発生させること。

③液化ガスの蒸気は、通常空気より重く、容易に大気中に拡散せず、特に窪地等に滞留する可能性が高いこと。

④放出された内容液も可燃性のものが多く、また、少量の液化ガスが溶解していること。

(2) 事業者は実際に処理業者の現場を確認し、上記「Ⅰ. 事業者自ら廃棄処理を行う場合の留意事項」に掲げる措置が採られており、エアゾール製品を安全に処理できることを自ら確認すること。

(8) 家庭用生活害虫防除剤の自主基準

生活害虫防除剤協議会

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町46番地(松見ビル4階)

電話: 03-5209-6501

FAX: 03-5209-6502

改定: 平成14年11月13日

実施: 平成15年4月1日

製品基準

[目的]

第1条 本基準は、保健衛生上の見地から、一般消費者の生活の用に供される家庭用生活害虫防除剤の成分の種類と含量、効能及び表示等についての基準を定め、製品の安全性等の品質を確保し、国民の健康の保持に資することを目的とする。

[定義]

第2条 生活害虫防除剤とは、薬事法、農薬取締法の適用対象外製品であって、家庭用に販売される生活害虫防除を目的とした殺虫、忌避及び防虫等に用いられる薬剤をいう。なお、紙・シート等に薬剤を処理し上記と同様の目的を主たる用途とする製品もこれに含まれるものとする。

2. 生活害虫とは刺咬、不潔感など人に不快感を与えるいわゆる不快害虫の総称であり、さらにシロアリ、クイムシ等の木材害虫、イガ等の衣料害虫や昆虫以外のムカデ、ダンゴムシ、ナメクジ等の家庭内における防除対象小動物もこれに含まれるものとする。

[製品の基準]

第3条 生活害虫防除剤は、品質等が以下の基準に適合しているものでなければならない。

- 1) 製品に使用する成分は、天然物及びその抽出物を除いて「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく既存化学物質若しくは告示化学物質又は少量新規化学物質でなくてはならない。
- 2) 製品は、薬事法第44条第1項に規定する毒薬、又は同条第2項に規定する劇薬に相当するものであってはならない。又、毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物、又は同条第2項に規定する劇物であってはならない
- 3) 製品は、その安全性、有効性及び安定性等の品質が評価されたものでなければならない。この評価の基準はⅣ.附則に定める。

[安全性等の品質の確認責任者]

第4条 前条の適合性は責任者によって確認されていなければならない。

[容器等への表示]

第5条 製品は、その直接の容器、直接の被包又は外包装に次の各号に掲げる事項が掲載されていなければならない。

1. 生活害虫防除剤に関する事項

- 1) 製品に実質的に責任を有する製造業者等の氏名又は名称及び住所。
- 2) 製品名。
- 3) 製造番号又は記号。
- 4) 内容量。
- 5) 有効成分の名称。

薬事法上、農薬取締法上一般的名称のあるものにあつてはその一般的名称、ないものにあつては通称又は略称を用いること。

6) 使用方法。

7) 適用害虫。

明示する害虫は本基準・附則に従った効力試験により有効性が確認されたものであること。また、全て虫名で表示すること。

8) 使用、取扱及び保管等に関する注意事項。

9) 各種関連法令等に基づく注意事項。

10) 予見される事故等に関する適切な指示又は警告。

11) 製品登録マーク

2. 附加効用に関する事項

生活害虫防除を主たる目的とした製品であつて、これに防湿、防カビ等の効用を附加した製品においては、生活害虫防除に関して本基準を遵守することは勿論であるが、附加効用に関しても自らその安全性、有効性及び安定性を確認し、その効用に関連する製品の業界における基準を遵守して自己の責任で有効成分等の表示をしなければならない。

3. 記載禁止事項

1) 製品の記載事項及び添付文書において、虚偽、若しくは誤解を招く恐れのある事項、本条各項に定める基準に適合しない適用害虫、又は保健衛生上危険がある使用方法を記載しないこと。

2) 適用害虫の表示は「・・その他不快害虫、・・などの各種の不快害虫、・・をはじめ広範囲な不快害虫」等の表示はしないこと。

付 則： 1. 本製品基準は平成14年11月13日、改定されたものであり、平成15年4月1日より実施する。

製造基準

[目的]

第1条 本基準は、保健衛生上の見地から、一般消費者の生活の用に供される家庭用生活害虫防除剤の製造にあつての基準を定め、製品の安全性等の品質を確保し、国民の健康の保持に資することを目的とする。

[基準]

第2条 生活害虫防除剤の製造にあつては、次の三つの要点を満たすよう努めなければならない。

1. 人為的誤りの防止

2. 汚染及び品質低下の防止

3. 品質の保証

このために、次の諸点に留意する事が望ましい。

(1) 構造設備面に関すること。

ア 各作業室は混同や手違いが起こらぬよう、材料、器具等を所定の場所に整理できるよう、十分な広さを持つこと。

イ ちり、粉塵等が製品に混入しないよう構造上の注意を払うこと。

ウ 作業室や機械設備が、製造工程の順序に従って合理的に配置されていること。

エ 品質管理のために必要な試験室や設備を備えていること。

(2) 管理面に関すること。

ア 製造部門と品質管理部門を設けて責任者を指定し、責任体制を明確にすること。

イ 製造の仕様書（作業手順書を含む）を設定し、これに沿って作業を行うこと。又製造段階で製造に使用中の主要な機械・容器等に取り扱っている製品の品名・製造番号又は記号を表示すること。

ウ ロットの追跡が行えるよう作業を行い、その記録を整理すること。

α) 各作業工程、例えば秤量、原材料の受払等の際に十分なチェックを行うこと。

ｂ）製造工程の最終段階で品質チェックを行うこと。

エ 設備、器具等を定期的に点検整備すること。

オ 作業員に対する教育及び訓練を十分に行うこと。又、係員以外の作業室への立ち入りを制限すること。

カ 試験実施計画を作り、計画的に品質管理のための試験・研究を行うこと。

キ 出荷後の製品の品質チェックのため、それに必要な検体を適当な条件で３年間保存すること。

ク 製品に対する苦情を含めた必要な情報を収集、記録して、製造管理及び品質管理の改善に役立てること。

ケ 記録を整備し、５年間保管すること。

コ 製造を委託するにあたっては、委託者が製造・製品についての責任を持ち、検体・記録

附 則

Ⅳ－１．附 則Ａ：[殺虫剤・忌避剤に関する事項]

１．安全性、有効性及び安定性等の品質に関する基準

製品基準第３条３）における殺虫剤・忌避剤の安全性、有効性及び安定性の評価は以下による。

１）安全性の確認

安全性の評価は以下のいずれかによる。

（１）製品は、使用される有効成分及びその含量並びに用法・用量が、薬事法に基づいて殺虫剤として既に承認された範囲内にあること。

（２）薬事法既承認有効成分又は農薬取締法既登録有効成分を含む製品に関しては、医薬品製造指針記載の殺虫・殺菌消毒の承認申請に際し添付すべき資料の区分及び「医薬品毒性試験法ガイドライン」等に基づいて試験が実施され、その安全性が評価されたものであること。ただし、有効成分の安全性、製品の剤型、使用方法等から製品の安全性について十分に推測できる場合はこの限りでない。

（３）薬事法あるいは農薬取締法により承認又は登録の取得がされていない有効成分及びそれを含む製品は以下による。

- ① 有効成分に関しては、医薬品製造指針記載の新殺虫・殺菌消毒主剤の承認申請に際し添付すべき資料の区分及び「医薬品毒性試験法ガイドライン」等に基づいて試験が実施され、その安全性が評価されたものであること。この試験及び安全性評価の客観性を確保するため、求めに応じて試験結果及び安全性評価結果を開示すること。
ただし、製品の剤型、使用方法等から製品の安全性について十分に推測できる根拠を示して、当該試験の一部を省略することができる。

- ② 製品に関しては、前項（２）による。

２）有効性の評価

次表の分類に従い、各分類中のいずれかの供試虫により評価した場合、

それらの供試虫群に対応する供試虫を適用害虫とすることができる。

なお、次表に掲げられていない生活害虫を適用害虫とする場合には、その生活害虫により評価した場合に限り適用害虫とすることができる。

効力試験の供試虫群

供試虫群	供 試 虫
１	クロアリ、アカアリ、イエヒメアリ、アリガタバチ
２	ダンゴムシ、ワラジムシ、ヤスデ、ゲジ、ムカデ
３	ヒラタキクイムシ、ナガシנקイ、シバンムシ
４	ユスリカ、チョウバエ、ブユ、アブ、ヨコバイ
５	ナメクジ、カタツムリ
６	クモ、ケムシ、ガ
７	チャタテムシ、カメムシ、ハサミムシ、ゴミムシ

3) 安定性の評価

流通期間を考慮して、製品の安定性の確認を行うものとする。

- ① 長期保存試験（室温）
- ② 苛酷試験（包装形態等に応じて光・湿度等の条件を考慮する）
- ③ 加速試験（40℃）

2. 製品基準第5条1項8号の「使用、取扱及び保管等に関する注意事項」

製品個装に記載する使用、取扱及び保管等に関する注意事項は原則とし

て次の通りとする。但し、包装単位上等の理由で全文記載が不可能な場合には簡略化することができる。

1) 各剤型に共通した使用上の注意

(1) 使用に際して、次のことにご注意ください。

- ① 使用前に必ずラベルを読み、十分理解した上で使用してください。
- ② 目的とする効能、効果にそって定められた用法、用量を厳守して使用してください。間違った使い方をすると、効力不足や健康を害することがあります。
- ③ アレルギー症状やかぶれを起こしやすい人、喘息の症状がある人、病人、妊婦、乳幼児等がいる場所では使用しないでください。
- ④ 環境を汚染しないために乱用は避けてください。又井戸、地下水等の水質を汚染するおそれのある場所、蜜蜂、蚕、魚や水棲動物等に被害を及ぼすおそれのある場所では使用しないでください。
- ⑤ 食品、食器、飼料、おもちゃ、寝具、衣類、愛玩動物、観賞魚、観賞植物、貴重品、美術品、楽器、電気製品等はあらかじめ他へ移すか、薬剤がかからないようにしてください。

(2) 使用中、使用後は、次のことにご注意ください。

- ① なるべく身体の露出部を少なくして薬剤を浴びないようにするとともに、できるだけ吸い込まないように注意してください。なお、必要に応じて使用後は換気を行ってください。
- ② 使用した後、あるいは皮膚に付いたときは、石けんと水でよく洗い、水でうがいをしてください。なお、目に入った場合は、直ちに水でよく洗い流してください。
- ③ 万一、誤って薬剤を飲み込んだ場合や薬剤の使用により、身体に異常が起きた場合は、直ちに、本剤の製品名、成分名を告げて、医師の診療を受けてください。
- ④ 薬剤の散布中は喫煙、飲食等はしないでください。

(3) 保管には、次のことにご注意ください。

- ① 食品、食器、飼料等と区別し、子供の手の届かない所で、直射日光が当たらない乾燥した涼しい場所で保管してください。
- ② 使用後残った薬剤は必ず保管場所にもどし、栓は確実に締めつけてください。

(4) その他

- ① 使用済み容器等は他に転用しないでください。
- ② 残った薬剤を他の容器に入れ替えないでください。

2) 剤型により特に注意する事項

(1) 油剤及び乳剤に共通で注意する事項

- ① 塗装面、プラスチック、金属等の中には、薬剤によって侵されやすいものがあります。また、植物にかかると枯れることがありますので注意してください。
- ② 引火性があるので、火気に注意してください。

(2) 乳剤で特に注意する事項

- ① 他の薬剤と混合しないでください。
- ② 小分けしたり、水で希釈するときは、食品用の容器等、誤用のおそれのあるものを利用しないでください。
- ③ 希釈の際は、手で直接かき混ぜないでください。また、アルカリ性の下では分解しやすいので、石けん液等の混入をしないでください。
- ④ 希釈した液は不安定なので、その都度必要量を調製し、また、直射日光の下に放置しないでください。

(3) 水和剤で特に注意する事項

- ① 小分けしたり、水で希釈するときは、食品用の容器等、誤用のおそれのある

るものを利用しないでください。

- ② 希釈に当たっては、初め少量の水でよく混ぜてから、残量の水を加えて懸濁液にしてください。この際、手で直接かき混ぜるようなことはしないでください。また、アルカリ性の下では分解しやすいので、石けん液等の混入を防いでください。
- ③ 希釈した液は不安定なので、その都度必要量を調製し、また、直射日光の下に放置しないでください。
- ④ 噴霧中は、時々液をかき混ぜるか又は振り動かして均質な懸濁性を保つようにしてください。

(4) エアゾール剤で特に注意する事項

- ① 人体に使用しないでください。
- ② 塗装面やプラスチックの中には、薬剤によって侵されやすいものがあるから注意してください。
- ③ 直射日光を避け、涼しい場所で子供の手の届かないところに保管してください。
- ④ 暖房器具（ファンヒーター等）の周囲は、温度が上り破裂する危険があるので置かないでください。
- ⑤ 缶のさびを防ぐために、水周りや湿気の多い場所に置かないでください。
- ⑥ 捨てるときは、火気のない通気性のある屋外で噴射音が消えるまでボタンを押し、ガスを抜いて捨ててください。

Ⅳ－２．附 則 B：[繊維製品防虫剤に関する事項]

1. 安全性、有効性及び安定性等の品質に関する基準

製品基準第3条3）における繊維製品防虫剤の安全性、有効性及び安定性の評価は以下による。

1) 安全性の評価

使用条件等を十分考慮して、製品の安全性の評価を行うものとする。

- ① 急性毒性試験（経口）
- ② 急性毒性試験（経皮）
- ③ その他必要に応じて、皮膚刺激性試験、眼粘膜刺激性試験等の各種試験を実施すること。
ただし、有効成分の安全性等から製品の安全性について十分に推測できる場合はこの限りでない。

2) 有効性の評価

次表分類中のいずれかの供試虫により評価した場合、それらの供試虫群に対応する供試虫を適用害虫とすることができる。

なお、次表に掲げられていない生活害虫を適用害虫とする場合には、その生活害虫により評価した場合に限り適用害虫とすることができる。

効力試験の供試虫群

供試虫群	供 試 虫
1	カツオブシムシ、ヒメマルカツオブシムシ
2	イガ、コイガ

3) 安定性の評価

流通期間を考慮して、製品の安定性の評価を行うものとする。

- ① 長期保存試験（室温）
- ② 苛酷試験（包装形態等に応じて光・湿度等の条件を考慮する）
- ③ 加速試験（40℃）

2. 製品基準第5条1項8号の「使用・取扱及び保管等に関する注意事項」

製品個装に記載する使用・取扱及び保管等に関する注意事項は原則として次の通りとする。

但し、包装単位等の理由で全文記載が不可能な場合は簡略化することができる。

防虫剤について注意する事項

防虫剤公正取引協議会「防虫剤の表示に関する公正競争規約、施行規則、実施催促を遵守すること。

(9)MSDSについて

1) MSDSとは

Material Safety Data Sheet の略で、物質の性状及び取扱いに関する情報を記したものである。現在、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、PRTR法でそれぞれ規定の物質について提供が義務づけられている他、それ以外の物質についても整備が進められている。

2) MSDSに含まれる内容

MSDSについては、国際規格であるISO11014-1で標準的な書式が定められている。国内規格としてはJIS Z7250があり、両者は同内容である。基本的に以下の16項目について記載がなされている。

- 1 譲渡又は提供する者の名称
製造又は販売業者の名称、住所、連絡先等に関する情報及び作成年月日。
- 2 製品名及び物質を特定するための情報
製品名及びそれが単一物か混合物か、その成分名と含有量、それらの化学式。CASや国連登録番号があればこれも記載される。
- 3 危険／有害性の特定
ヒトや環境への危険性及び有害性に関して、その化学物質を取り扱う者が特に知っておく必要のある重要な情報。
- 4 応急措置
その化学物質に暴露された場合の応急措置の方法。
- 5 火災時の措置
適用消火剤の種類、消火時の注意等、火災時の消火方法。
- 6 漏出時の措置
対象物が漏出・流出した際の対処法、処理法、汚染について注意事項。
- 7 取扱い及び保管上の注意
対象物の取扱いや保管上注意すべき点。
- 8 暴露防止措置
作業場における許容濃度、暴露防止対策、保護眼鏡、保護手袋、防毒マスク着用などの保護措置。
- 9 物理的及び化学的性質
形状、におい、沸点、融点、比重、水に対する溶解性、蒸気圧、分子量等、対象物の物質としての性質。
- 10 危険性情報(安定性及び反応性)
腐食性や、熱、光、衝撃や他の物質との接触等により、爆発したり有害性のある物質を発生したりする性質の有無。ある場合はその内容。

11 有害性情報(毒性情報)

3. に記載されている情報の基礎、あるいはそれを補足するより詳細な毒性情報。

12 環境影響情報

環境中での分解性・移動性、生物への蓄積性等に関する情報。

13 輸送上の注意

対象物を輸送する際の国内外の規制情報や注意事項。

14 廃棄上の注意

法令で規定された廃棄方法に関する基準や、廃棄に際し注意すべき点。

15 適用法令

当該化学物質に適用される法令についての情報。

16 その他の情報

引用文献等

3) MSDSの実例

以下に不快害虫用殺虫剤の一部について実例を示す。

製品安全データシート

会 社：

住 所：

担当部門：

緊急連絡先：

作成日：

改訂日：

MSDS No.

製品名（化学名、商品名）

物質の特定

単一製品・混合物の区別：混合物（フェノトリン、増量剤（カオリン））

化学名：3-フェノキシベンジル d-シス/トランス-クリサンテマート
フェノトリン

成分及び含有量：

化学式又は構造式：C₂₃H₂₆O₃

官報公示整理番号：化審法(3)-4219、安衛法4-(7)-998

CAS No. 26002-80-2

国連分類

国連番号

危害有害性の分類

分類の名称：分類基準の該当しない。

危険性：特にない。

有害性：長時間粉体を吸入し続けると呼吸器障害が起こる恐れがある。

環境影響：魚毒性がある。

応急措置

目に入った場合：流水で少なくとも15分間洗い流し、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合：水でよく洗い、石けんを使ってよく落とす。
吸入した場合：微温水で鼻腔を洗い、うがいする。
風通しの良い場所に移し安静にし、必要に応じ医師の診療を受ける。
飲み込んだ場合：水で口の中をうがいし、多量の水または牛乳を飲む。
必要に応じて医師の診断を受ける。

火災時の措置

消火方法：水、その他一般的な方法で消火する。
消火剤：水、二酸化炭素、泡消火剤等。

漏出時の措置

漏れたら、掃除機、ほうき、スコップ等で回収する。
コンクリート上に溢れて濡れると滑りやすい。
魚毒性があるので水系に流入しないように注意する。

使用上の注意

- ①使用に際しての注意
- ・金魚、熱帯魚、小鳥等のペット類に係らないように、また魚毒性が強い池などに薬剤が入らないように注意すること。
 - ・食品、食器、おもちゃ、愛玩動物、飼料、食用作物などは、あらかじめ他へ移すか、カバーをかけ、薬剤がかからないようにすること。
 - ・散布後降雨等により薬剤が流出すると効果が低下するので、改めて散布すること。
- ②使用中又は使用後の注意
- ・なるべく身体の露出部を少なくして薬剤を浴びないようにするとともに、できるだけ吸い込まないように注意すること。
 - ・使用した後、あるいは皮膚についたときは石けん水でよく洗うこと。
- なお、目に入った場合は、直ちに水でよく洗い流すこと。
- ・万一、身体に異常をきたした場合や、誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに本剤がピレスロイド系の殺虫剤であることを医師に告げて診療を受けること。
 - ・散布中の薬剤を直接吸い込まないように注意すること。
- ③保管上の注意
- ・食品、食器、飼料等と区別し、小児の手の届かない乾燥した冷暗所に保存すること。
 - ・使用済みの空容器等は絶対に使用せず、適切に処分すること。

暴露防止措置

濃度管理：規定無し。
許容濃度：
設備対策：
保護具 呼吸用保護具：マスク
保護眼鏡：着用
保護手袋：着用
保護衣：帽子等、身体の露出部を少なくすること。

物理／科学的性質

外観等・白色～灰白色粉体
沸点：℃ 蒸気圧：Pa (℃) 揮発性：
融点：℃ 比重：

危険性情報

(安定性・反応性) 可燃性： 発火性：なし
自己反応性・爆発性：自己反応性 なし・爆発性 なし
安定性・反応性：安定性 良・反応性 なし

有害性情報 急性毒性（50%致死量等を含む）：

経口LD50 100000mg/kg以上（ラット）（製剤）
100000mg/kg以上（マウス）（製剤）
100000mg/kg以上（ラット）（フェノトリン）
経皮LD50 80000mg/kg以上（ラット）（製剤）
80000mg/kg以上（マウス）（製剤）

環境影響情報 魚毒性：フェノトリンのコイに対するLC50は0.13ppmと報告されている。

廃棄上の注意 不溶性であり、土に埋めて処分する。
「廃棄物の処理及び製造に関する法律」等関係法令に従い産業廃棄物として処分する。

輸送上の注意 店頭、落下、衝撃を加えると破損の可能性があるため粗暴に取り扱わないこと。水漏れ厳禁

適用法令 なし

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理化学的性質、危険／有害性等に関しては、以下ある保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであるので、特殊な取り扱いの場合には、用法・用途に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

製品安全データシート

会社：

住所：

担当部門：

緊急連絡先：

作成日：

改訂日：

MDSD No.

製品名（化学名、商品名）

組成。成分情報

化学特性：混合物

殺虫成分（d-T80-フタルスリン、エトフェンプロックス、ピレトリン）、忌避成分（植物製油）及び協力剤の灯油希釈液と、液化石油ガスを充填したエアゾールで、容量が300mLと450mLの2種類ある。

危険有害成分：

ガス：液化石油ガス（LPG）・・・・・・・・・・・・・・・・・・60%

溶液：殺虫成分（d-T80-フタルスリン、エトフェンプロックス、ピレトリン）

忌避成分（植物精油）、協力剤を2.2%含有する精製灯油溶液・・・・・・・・・・40%

配合成分の化学式等：C₂₃H₂₆O₃

配合成分の官報公示整理番号：

d-T80-フタルスリン 化審法：9-839、安衛法8-(1)-596

エトフェンプロックス 化審法：3-3981

ピレトリン

植物製油

協力剤 化審法：9-1484

精製灯油 化審法2-10

LPG 化審法9-1697

配合成分のCAS No.

d-T80-フタルスリン 7696-12-0

エトフェンプロックス 80844-07-1

ピレトリン 121-29-9

植物製油
協力剤 51-03-6
精製灯油 64771-71-7, 64771-72-8
LPG 68476-85-7

危害有害性の要約

最重要危険有害性：引火性のガスおよび液体を含んでおり、空気との爆発性混合物を形成しやすい。高温の場所で保管すると容器が破裂し、着火源があれば引火爆発する。

河川に流入すると、魚毒性がある。

特定の危険有害性：液化ガスが皮膚に触れると炎症や凍傷を起こす。

応急措置

皮膚に付着した場合：すみやかに石鹸で洗い、水で洗い流す。痛みがある場合は、医師の診療を受ける。

目に入った場合：直ちに流水で十分に洗眼し、眼科医の手当を受ける。

吸入した場合：多量の場合は速やかに新鮮な空気場所に連れて行き、深呼吸をさせる。状況に応じて医師の診療を受ける。

飲み込んだ場合：ただちに医師の診療を受ける。

火災時の措置

一般的な措置として、速やかに必要な個所に連絡し応援を求める。

適切な消火剤：泡、二酸化炭素、粉末、ハロゲン化物を放射する消火器

特定の危険有害性：1. 薬剤が燃焼すると有毒なガスが発生するので、人を避難させること。

2. 魚毒性が高いので、河川への流入に注意すること。

特定の消火方法：1. 消火活動は必ず風上から行い、空気を遮断する方法で消火する。

2. エアゾール缶が加熱されると、破裂して缶が飛散するので注意する。

3. 周囲のエアゾール缶の過熱を防止するため、散水して冷却する。

消火を行う者の保護：消火活動の際は必ず防護具を着用する。

漏出時の措置

人体に対する注意事項：液化ガスに皮膚が触れると炎症や凍傷を起こすので注意すること。

精製灯油を含んでいるので、接触や吸入しないよう防護具を着用すること。

環境に対する注意事項：魚毒性を有するので、井戸、池、河川など水系に大量に流出した場合は、直ちに警察または保健所に届け出る。

2次災害の防止策：1. 火災を誘発する恐れがあるので、「火気厳禁」の表示など火災防止の措置をすること。

2. 可燃性ガスの漏れについては、付近の着火源となるものを速やかに取り除き、漏洩したガスが滞留しないように注意しながら、水噴霧またはスチームによって拡散させ、着火、爆発を防止する。

3. 液体の漏れについては、引火性があるので着火しないよう注意すること。

回収、中和などの除去方法：液体の漏れについては、オガクズ、土砂等の適当な吸収剤で直ちに吸着させる。その後、汚染した個所を洗剤と水でよく洗浄する。使用した吸収剤、洗浄水はすべて密閉できる容器に回収する。処分は「廃棄上の注意」の項に従って行う。措置は保護衣、帽子、保護メガネ、防毒マスク、ゴム手袋、保護靴等の防護具を着用して行う。

取扱い及び保管上の注意

取扱い

○技術的対策（取扱者の暴露防止、火災・爆発の防止など：大量の取扱いの場合）

1. 法（消防法）の基準に従った取り扱いを行うこと。

2. 危険物の指定数量（第三石油類は2000L、製品に換算すると300mLの製品で833ケース、450mLの製品で555ケース）以上を貯蔵または取り扱いについては、危険物関係法令に定められる貯蔵、取扱いの技術基準に従うこと。

3. 指定数量の1/5を超える危険物の貯蔵及び取り扱いについては、市町村の火災予防条例に定められる貯蔵、取扱いの技術基準に従うこと。

4. 消防活動阻害物質の数量（LPGは300kg、製品に換算すると300mLの製品で152ケース、

450mLの製品で101ケース）以上を貯蔵又は取り扱う場合は、あらかじめ所轄の消防署長に届け出る
こと。

5. 危険物を貯蔵する場合の容器（段ボール箱）の積み重ね高さは、3m以下とすること。

6. 火気、火花若しくは高温体との接近、過熱を、避けること。

7. 容器（段ボール用）を転倒させ、落下させ、衝撃を加えるなどの乱暴な取り扱いをしないこと。

○技術的対策（製品の使用方法）

1. 定められた用法・用量を厳守すること。

2. スプリングノズルを固定用フックから外して使用する。

3. アリには直接噴霧するか、通路に噴射する。アリの巣にはスプリングノズルを差し込んで噴射する。

4. 毒グモ、ムカデ、ハチ、ガなどの不快な害虫には直接噴霧するか、発生場所やその周辺に噴射する。

5. シロアリ、キクイムシには直接噴霧するか、発生場所付近の木材表面に噴射塗布し、穴の中にはスプリングノズルで注入噴射する。

○注意事項（製品の使用時の注意）

1. 使用中に異常を感じたときは、使用を中止し、直ちに本剤がピレスロイド系（様）殺虫剤であることを医師に告げて、診療を受けること。

2. ハチを駆除する場合は、種類によっては攻撃的なハチもいるので、刺されないように肌をおおい注意すること。

3. 目に入った場合は直ちに充分水洗いし、眼科医の手当を受けること。（刺激性あり）

4. 皮膚についた場合は直ちに石けんと水で充分洗うこと。（刺激性あり）

5. 人体に向かって噴射しないこと。また、噴射気体を直接吸入しないこと。

6. 飲食物、食器、おもちゃ、飼料などに噴霧がかからないように注意すること。

7. アレルギー症状やカブレなどを起こしやすい体質の人、妊婦などは、薬剤に触れないように注意すること。

8. 金魚、熱帯魚、小鳥などのペット類には噴霧がかからないようにすること。本剤には魚毒性があるので、魚類には十分注意すること。

9. 桐のタンス、白木の家具、ニス塗装面、カーテンなどに噴霧がかかるとシミや変色などの原因となるので、かからないように注意すること。

10. スプリングノズルを固定用フックからはずす際は、人の顔に向けないようにしてゆっくりはずすこと。

11. 缶を逆さにして使用しないこと。

12. 火気の付近で使用しないこと。

13. 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。

14. 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気の近くなど温度が40度以上となるとところに置かないこと。

15. 使用後、容器を火中に投じないこと。

16. 使い切って捨てること。

○安全取扱い注意事項（混合接触させてはならない物質など）

1. 火気、火花若しくは高温体との接近、過熱を避けること。

保管

○技術的対策（安全な保管場所など）

○適切な保管条件（大量保管の場合）

1. 法（消防法）の基準に従った貯蔵を行うこと。

2. 危険物の指定数量（第三石油類は2000L、製品に換算すると300mLの製品で833ケース、450mLの製品で555ケース）以上の貯蔵および取扱いについては、危険物関係法令に定められる貯蔵、取扱いの技術基準に従うこと

3. 指定数量の1/5を超える危険物の貯蔵および取扱いについては、市町村の火災予防条例に定められる貯蔵、取扱いの技術基準に従うこと。

4. 消防活動阻害物質の数量（LPGで300kg、製品に換算すると300mLの製品で152ケース、450mLの製品で101ケース）以上を貯蔵または取り扱う場合は、あらかじめ所轄の消防署長に届け出る
こと。

5. 危険物を貯蔵する場合の容器（段ボール箱）の積み重ね高さは、3m以下とすること。

6. 火気、火花若しくは高温体との接近、過熱を避けること。

○適切な保管条件（家庭などでの保管の場合）

1. 飲食物、食器などと区別し、子供の手の届かない場所に保管すること。
 2. 火気や直射日光を避け、温度の低い場所に保管すること。
 3. 缶が錆びてガス漏れの原因となるので、水回りや湿気の多い場所に置かないこと。
 4. 暖房器具（ファンヒーターなど）の周囲は、温度が上がり破裂する危険があるので、置かないこと。
- 安全な容器包装材料
該当しない。

暴露防止措置及び保護措置

保護具 呼吸器の保護具：防毒マスク（有機溶剤用）
手の保護具：ゴム手袋
目の保護具：保護メガネ
皮膚及び身体の保護具：保護衣：長ズボン、長袖の作業着、作業帽、保護靴等

物理／化学的性質

外観、性状：ガスを除いた液は、無色の透明な液。
臭い：わずかに芳香を有する。
pH：不明
物理的状態が変化する特定の温度／温度範囲：精製灯油 沸点225～247度
引火点：LPG -104.4～-73.8度 精製灯油98℃
発火点：LPG 405～550℃
爆発特性：LPG 1.8～9.5%
蒸気圧：LPG 1.275～0.278MPa(40℃)
蒸気密度：LPG 1.58～2.12
密度：ガスを除いた液は、0.781（20℃）
溶媒に対する溶解性：ガスを除いた液は、有機溶剤に溶解する。
水に対する溶解度：ガスを除いた液は、水に不溶。

安定性及び反応性

有害性情報

d-T80-フルスリン	急性経口LD50	ラット	♂♀ >5,000(mg/kg)
	急性経皮LD50	ラット	♂♀ >5,000(mg/kg)
	急性吸入LC50	ラット	♂♀ >1,180(mg/m ³) 3時間全身暴露
エトフェンプロックス	急性経口LD50	ラット	♂♀ >42,880(mg/kg)
	急性経皮LD50	ラット	♂♀ >21,408(mg/kg)]
ピレトリン	急性経口LD50	ラット	>2,000(mg/kg)
	急性経皮LD50	ラット	>2,000(mg/kg)
	急性吸入LC50	ラット	19(mg/L)
協力剤	急性経口LD50	ラット	3,800(mg/kg)
	急性経皮LD50	うさぎ	>1,990(mg/kg)

精製灯油：

急性経口LD50 ラット >15,000(mg/kg 推定値)

LPG：急性吸入 ヒト 10,000ppm/短期暴露—なんら症状なし

ヒト 100,000ppm/短期暴露—数分吸入後にめまい

局所効果：

d-T80-フタルスリン：刺激性 うさぎ 皮膚—なし 眼—なし

エトフェンブロックス：刺激性 皮膚—なし 眼—なし

ピレトリン：刺激性 皮膚—あり 眼—あり

精製灯油：刺激性 皮膚—あり 眼—あり

LPG：刺激性 ヒト 皮膚—あり 眼—あり

麻醉性 ヒト 若干の麻醉性あり

感作性

エトフェンブロックス：変異原性 なし

催奇形性 なし

環境影響情報

生体毒性 魚毒性は以下の通り

d-T80-フタルスリン コイ 0.64ppm 48hr

エトフェンブロックス コイ TLm48 5ppm

ピレトリン 魚毒性あり

廃棄上の注意

1. 少量廃棄の場合は、火気のない戸外でボタンを押して使いきったことを確認し、空缶として捨てる。
2. 大量に廃棄する場合は、着火源となる火気や静電気の発生を防止した処理設備で、防爆構造の破砕機等を使用し、排出された可燃性ガスが爆発濃度に達しないよう措置を講じて行う。回収される液体は危険物のため、消防法等の基準に従って適切に取扱い、排ガス処理設備のついた焼却炉で焼却する。

輸送上の注意

国連分類・番号：クラス2（高圧ガス：引火性ガスおよび因果性液体を含む）・1950

陸上(鉄道/道路)：荷送者は運送者に運転注意書を交付する。

内陸水路：海上輸送に準じる。

海上：船舶安全法の定めに従うこと。

航空：航空安全法の定めに従うこと。

- 一般的注意事項：1. 法(消防放蕩)の運送基準に従って行うこと。
2. 運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み荷崩れの防止を確実に行う。
3. 車両・船舶にはゴム手袋、マスク等の保護具を備えるほか、異常時の処置に必要な消火器、工具などを備えておく。

適用法令

消防法 第4類 第三石油類 (2000L)

届出物質 (LPG) (300kg)

高圧ガス保安法：可燃性ガス

船舶安全法：別表第2(高圧ガス)

航空法：別表第2(高圧ガス)

その他の情報

上記資料の出典： d-T80-フタルスリン MSDS

ピレトリン MSDS

エトフェンブロックス MSDS

協力剤 MSDS

精製灯油 MSDS

製品安全データシート

会 社：

住 所：

担当部門：

緊急連絡先：

作成日：

改訂日：

MDSD No.

製品名（化学名、商品名）

組成・成分情報

物質の特定：混合物

化学特性：白色～灰白色の粉末

危険有害成分：含有せず

配合成分の化学式等：

化学名：

一般名：ピレトリン類

化学名：2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル-3-フェノキシベンジルエーテル

一般名：エトフェンプロックス

化学名：N-ナフチル-N-メチルカーバメイト

一般名：カルバリル

配合成分の官報公示整理番号：エトフェンプロックス （化審法）3-3981（安衛法）

カルバリル （化審法）4-387

配合成分のCAS No. エトフェンプロックス 80844-07-1

カルバリル 63-25-2

危害有害性の分類

最重要危険有害性：皮膚につくとかぶれたり、目など粘膜を刺激することがある。

河川に流入すると、魚毒性がある。

特定の危険有害性：なし

応急措置

吸入した場合： 多量の場合は速やかに新鮮な空気場所に連れて行き、深呼吸をさせる。

皮膚に付着した場合：触れた部分を石鹸で洗い、水で洗い流す。

目に入った場合：直ちに流水で十分に洗眼し、医師に相談する。

飲み込んだ場合：胃洗浄を行う。

医師に対する特別注意事項：本製品がピレスロイド系の殺虫剤を含むことを医師に告げること。

火災時の措置

一般的な措置として、速やかに必要な個所に連絡し応援を求める。

適切な消火剤：泡、二酸化炭素、粉末、ハロゲン化物を放射する消火器

使用してはならない消火剤

特定の危険有害性：

特定の消火方法：消火活動は必ず風上から行い、空気を遮断する方法で消火する。

消火を行う者の保護：殺虫剤を含有するので、消火の際は必ず保護具を着用する。

漏出時の措置

人体に対する注意事項：皮膚につくとかぶれることがある。目など粘膜を刺激することがある。

環境に対する注意事項：河川に流入すると、魚毒性がある。

回収、中和、廃棄方法：措置は保護衣、防止、保護メガネ、ゴム手袋、長靴等の保護具を着用して行い、直ちに掃き集め、汚染した個所を洗剤と水でよく洗浄する。使用した洗浄水は全て密閉できる容器に回収する。廃棄は「廃棄上の注意の項」に従って行う。

二次災害の防止策：

取扱い及び保管上の注意

取扱い

○技術的対策（取扱者の暴露防止、火災、爆発の防止など）

1. 容器の積み重ね高さは3m以下とすること。
2. 火気、熱源より遠ざけ、高温体との接近を避けること。
3. 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加えるなどの乱暴な取扱いをしないこと。

○注意事項（局所排気、粉塵の発生防止など）

4. 万一、身体に異常を感じた場合は使用を中止し、直ちに医師の診療を受けること。
5. 小児の手に触れさせないこと。
6. 火気に注意し、直接炎に近づけないこと

○安全取扱い注意事項（混合接触させてはならない物質など）

7. 作業に際しては、特に居住者や動植物に害を及ぼさないように十分な措置を講ずること。

- 1) 食品、食器、玩具、ペット、飼料、家具、寝具、衣類等はあらかじめほかへ移すか、格納し、薬剤がかからないようにすること。
- 2) 病人、乳幼児、特異体質者（ジンマシン、カブレ、気管支ぜんそく、アレルギーなどを起こし易い体質の人、睡眠不足や二日酔いなど体調不良の人及び過去に塗料、洗剤、薬剤等によるアレルギー症状（発疹、かゆみ）を経験した人）は影響のない場所に移動させること。

8. 他剤との混用は避けること。

9. 本剤を入れた容器は、河川・湖沼・下水道等公共水域や、地下水の汚染する恐れのある場所には絶対に捨てないこと。

10. 水道配管等にかかった場合はすぐに洗うこと。

11. 自動車、壁などの塗装面やプラスチック、石材、しっくい、白木などに薬剤が付着すると、変色・変形する場合があるので覆いをすること。

12. 使用済みの容器はプラスチックごみとして廃棄すること。

保管

○適切な保管条件

1. 法の基準に従った貯蔵を行うこと。
2. 気密容器に入れ、小児の手の届かない冷暗所に保管すること
3. 地震、台風、火災等の災害時等に薬剤の飛散、漏洩、流出および地下水へのしみこみを防止できる構造の保管庫を使用すること。

○避けるべき保管条件

4. 火気、直射日光を避けて冷暗所に保管すること
5. 盗難・紛失・流出などの事故防止に充分気をつけること。
6. 食品、飼料等と厳重に区別すること
5. ボイラーなどの熱源付近に置かないこと。

○安全な容器包装材料

8. 薬剤は最後まで本容器のまま保管すること。

暴露防止及び保護具

管理濃度：未設定。

許容濃度：

日本産業衛生学会勧告値：カルバリル 5mg/m³

ACGIH(TLV) ピレトリン類 5mg/m³

カルバリル 5mg/m³

設備対策：屋内作業時は局所排気装置をつける。

取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具 呼吸器の保護具：防護マスク

手の保護具：ゴム手袋
目の保護具：保護メガネ
皮膚及び身体の保護具：長ズボン、長袖の作業着、作業帽、保護靴等

物理的及び化学的性質

外観：白色～灰白色の粉末
pH：5～7
物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲：
分解温度：
引火点：
発火点：
爆発特性：爆発物には該当しない。
蒸気圧：
蒸気密度：
比重：0.80～0.95
溶媒に対する溶解性：
水に対する溶解度：水に不要

安定性及び反応性

安定性：自然条件下で安定
避けるべき条件：なし
避けるべき材料：なし
危険有害な分解生成物：なし

有害性情報

配合物質については以下の情報があります。

急性毒性：ピレトリンエキス25%	経口LD50 ラット>2,000(mg/kg) 経皮LD50 ラット>2,000(mg/kg) 吸入LC50 ラット 19,000(mg/m3) (4時間全身暴露)
エトフェンプロックス	経口LD50 マウス>107,200(mg/kg) 経口LD50 ラット>42,880(mg/kg) 経皮LD50 マウス>2,140(mg/kg) 経皮LD50 ラット>2,140(mg/kg) 吸入LC50 ラット♂♀>5,900(mg/m3) (4時間全身暴露)
カルバリル	経口LD50 ラット>264 (mg/kg) 経皮LD50 ウサギ>2,000(mg/kg)

刺激性：エトフェンプロックス 皮膚：なし 眼：軽度
カルバリル 皮膚：わずかにあり 眼：わずかにあり

局所効果：
感作性：
慢性毒性：
特定の影響：

環境影響情報

移動性：水への溶解度 水に不溶
揮発性
残留性／分解性：
生体蓄積性：
生態毒性：魚毒性 ピレトリン コイ TLm48 1.2ppm
エトフェンプロックス コイ TLm48 5ppm
カルバリル B類

廃棄上の注意

1. 排ガス処理設備のついた焼却炉で少量ずつ焼却する。

2. 焼却によって生じた廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法規に従って処理する。

輸送上の注意

製品の国連分類：

製品の国連番号：

陸上（鉄道／道路）：法の基準に従って輸送し、荷送者は運送車に運転注意書を交付する。

内陸水路：海上輸送に準じる。

海上：船舶安全法の定めに従うこと。

航空：航空安全法の定めに従うこと。

一般的注意事項：1. 運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み荷崩れの防

止を確実に行う。

2. 車両・船舶にはゴム手袋、マスク等の保護具を備えるほか、異常時の処置に必要な工具などを備えておく。

適用法令

消防法：該当せず

労働安全衛生法：該当せず

毒劇物取締法：該当せず

危規則：該当せず

航空法：該当せず

化学物質管理促進法：カルバリル 第一種指定化学物質 別表第一 329号

その他の情報

取扱い資格：必要なし

製品安全データシート

会 社：

住 所：

担当部門：

緊急連絡先：

作成日：

改訂日：

MDSD No.

製品名（化学名、商品名）

組成・成分情報

製品の用途分類：殺虫剤

単一製品・混合物の区別：混合物

化学名	含有量（%）	CAS番号	P R T R法	安衛法
ダイアジノン	2.0以下	333-41-5	第1種指定化学物質 政令番号185	別表第9 No.342
カルバリル	2.0以下	63-25-2	第1種指定化学物質 政令番号329	別表第9 No.409
賦形剤	残		該当しない	該当しない

危害有害性の要約

人に対する有害な影響：通常の使用においては問題ない

環境への影響：通常の使用においては問題ない

物理的及び化学的性質：通常の使用においては問題ない

応急措置

吸入した場合：直ちに、空気の新鮮な場所に移し、安静、保温に努め、速やかに医師の手当を受ける。呼吸が停止している場合には人工呼吸を行い、呼吸困難な場合には酸素吸入を行う。

皮膚に付着した場合：汚染した衣服を取り除き、直ちに、水と石鹸でよく洗うこと。

目に入った場合：清浄な水で最低15分間眼を洗浄した後、直ちに眼科医の手当を受けること。

洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。

飲み込んだ場合：直ちに本剤の成分を医師に告げて診療を受けること。

火災時の措置

消火剤：水、二酸化炭素、泡消火剤、粉末消火剤等

消火方法：砂、土砂、軽石等を散布するか、消火剤を使用し消火する。

漏出時の措置

人体に対する注意事項：作業の際には、保護具を着用し、皮膚に付着したり、吸入しないようにする。

環境に対する注意事項：流出した製品が河川、下水、井戸等に排出しないよう注意する。

除去方法：飛散したものを掃き集め、密閉できる空容器に回収する。

取扱い及び保管上の注意

取扱い：①保護具（作業衣、保護手袋、帽子、マスク、作業靴）を着用し、薬剤が体に触れないようにする。

②湖、池、流水、井戸等へ薬剤が流入しないように配慮すること。

④身体に異常を来した場合には、直ちに本剤の成分を告げ、医師の診療を受けること。

保管：①直射日光を避け、冷暗所に保管すること。

②食品、飲料、動物用飼料とは、区別して保管すること。

使用後残った薬剤は、元の容器で、栓を確実に締め付けて保管すること。

暴露防止及び保護具

設備対策：閉所で用いる場合には局所排気装置の設置が望ましい。

許容濃度：

	ダイアジノン	カルバリル
① 日本産業衛生学会（1997年度版）	0.1mg/m ³ (経皮)	5mg/m ³ (経皮)
② ACGIH(TLV)	0.1mg/m ³ (経皮)	5mg/m ³ (経皮)

保護具

①呼吸器の保護具：防護マスク

②手の保護具：保護手袋（ゴム製）

③眼の保護具：保護眼鏡

③皮膚及び身体の保護具：作業衣（保護衣）、耐薬品性靴、作業帽子（保護帽）

物理的及び化学的性質

製品の外観等

形状：粉末

色：白色～灰白色

比重：約0.85

安定性及び反応性

安定性：室温及び通常の過酷条件下でも安定である。

特定条件下で生じる危険な反応：なし

危険有害な分解生成物：燃えた場合、塩素や塩酸ガスの発生が想定される。

有害性情報

○ダイアジノン

急性毒性

経口 マウス；LD50；♂177mg/kg ♀178mg/kg

ラット；LD50；♂521mg/kg ♀485mg/kg

経皮 マウス；LD50；♂1666mg/kg ♀876mg/kg

ラット；LD50；♂♀1440mg/kg

吸入 マウス：LC50；♂♀630mg/m3(4時間)

刺激性

皮膚 ラビット 500mg open :MODERATE

眼 ラビット100mg；SEVERE

○カルバリル

急性毒性

経口 マウス：LD50:128mg/kg

ラット：LD50:230mg/kg

経皮 ラット：LD50: 4,000mg/kg

刺激性

皮膚 ラビット：12mg/24H；SEVERE

眼 ラビット：500mg/24H；MILD

環境影響情報

○ダイアジノン コイ TLm(48hr) 3.2ppm

○カルバリル コイ TLm(48hr) 3.2ppm

廃棄上の注意

残余廃棄物：大量に残った原液は、専門の廃棄物処理業者へ委託すること。

汚染容器・包装：汚染した器物、洗浄液は自治体の条例や指導にしたがって処分及び廃棄を行うこと。

河川、湖沼、下水道等の水系や地下水を汚染するおそれのある場所に決して捨てないこと。

輸送上の注意

国連分類：該当しない

消防法：非危険物

毒劇物取締法：普通物

①運搬に際しては容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷が内容積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。

②著しく摩擦又は動揺しないように運搬すること。

③他の危険物又は、災害を起こす恐れのある物品と混載しないこと。

適用法令

①PRT法：第1種指定化学物質

②労働安全衛生法；57条の2通知対象物質

その他の情報

免責事項：記載内容は現時点で入手できる資料、データに基づき作成されており、新しい地検により改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。

製品安全データシート

会社：

住所：

担当部門：

緊急連絡先：

作成日：

改訂日：

MDSD No.

製品名（化学名、商品名）

物質の特定

単一製品・混合物の区別：混合物（殺虫粉剤）
成分及び含有量：殺虫成分 プロポクスル（殺虫剤指針規格品）
基剤 タルク
その他 滑沢剤、PH調製剤等

危険有害成分：カーバメイト系殺虫剤

危害有害性の要約

最重要危険有害性：使用方法、使用量を守れば有害性は極めて低い
分類の名称：該当なし
特定の有害危険性

応急措置

吸入した場合：新鮮な空気下に移し、衣服を緩めて横たえる。吸入毒性については、有害性情報を参考。万一、身体に異常が起こったときは、直ちに本品がカーバメイト系の殺虫剤の混合剤であることを医師に告げて診療を受ける。
皮膚に付着した場合：実使用上特に問題はないが、皮膚に付着すれば、石けんと水でよく洗う。
眼に入った場合：眼に入れば、粉剤の物理的な作用による軽度の刺激性を有する。速やかに洗眼すれば、刺激の程度は軽減する。

火災時の措置

消火剤 燃焼性なし
特定の危険有害性

漏出時の措置

人体に対する注意事項 特になし
環境に対する注意事項 特になし
除去方法 特異無し

取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- 定められた使用方法を守ってください。
 - ・容器上端の小さいキャップを取り、口を下に向けて容器の胴部を押しながら散布してください。
 - ・ダンゴムシ、ワラジムシ、ムカデ、ヤスデ、ゲジゲジ、アリ、カメムシ等などの不快害虫に直接散布してください。
 - ・植木鉢、石、ごみ、枯葉、朽木などの下、家の周囲、床下、通風口などの不快害虫の生息、発生しやすい場所に散布してください。
 - ・家屋内への侵入防止には、侵入通路になる床下の基礎コンクリートや家屋の外壁に沿って帯状に散布してください。

注意事項

- 皮膚、飲食物、食器、子供のおもちゃ、観賞魚・小鳥などのペット類、飼料、食用作物に薬剤がかからないようにしてください。
- アレルギーやかぶれなどを起こしやすい体質の人は、薬剤に触れたり、吸い込んだりしないようにしてください。
- 散布するときは、薬剤がかからないようにすると共に、吸い込まないように注意してください。
- 薬剤が皮膚についたときは、石けんを用いてよく洗ってください。また、目に入ったときは、直ちに水でよく洗い流してください。
- 万一身体に異常が起きた場合は、直ちに本品がカーバメイト系の殺虫剤であることを医師に告げて、診療を受けてください。

保管

技術的対策 特になし

適切な保存条件

- 使用後はキャップをして、食品、食器、飼料と区別し、子供の手の届かないところに保管してください。
- 直射日光を避け、湿気の少ない涼しいところに保管してください。

混触禁止物質 特になし

安全な容器包装材料 情報無し

暴露防止措置

保護具 特になし

物理的及び化学的性質

物理的状態

形状 粉剤
色 白色
臭い 特異なにおいを有する
pH 該当しない
密度（比重） 情報なし
溶媒に対する溶解性 情報なし
物理化学的状態が変化する特定の温度／温度範囲 情報無し

安定性及び反応性

安定性

有害性情報

急性毒性

急性経口毒性（LD50値）
ラット 雄／雌 5g/kg以上（原体からの推定値）
急性経皮毒性（LD50値）
ラット 雄／雌 5g/kg以上（原体からの推定値）

廃棄上の注意

輸送上の注意 運搬に際しては、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

適用法令 化審法

その他 この情報は新しい知見に基づき改訂されることがあります。

製品安全データシート

会 社：
住 所：
担当部門：
緊急連絡先：
作成日：
改訂日：

MDSD No.

製品名（化学名、商品名）

物質の特定

単一製品・混合物の区別 混合物（アリ駆除用食毒剤）

成分及び含有量 ヒドラメチルノン（医薬品原体）

テトラヒドロ-5,5-ジメチル-2-ピリミジノン {3- [4- (トリフルオロメチル) フェニル] -1
- {2- [4- (トリフルオロメチル) フェニル] エテニル} -2-プロペニリデン} ヒドラゾン

既存化学物質番号：5-6189

誘引賦形剤 食品用成分

その他 誤飲防止剤、着色剤

危険有害成分 ヒドラメチルノン配合品

危害有害性の要約

最重要危険有害性 使用方法、使用量を守れば有害性は極めて低い

分類の名称 該当なし

特定の危険性

応急措置

誤食した場合：直ちに吐き出させ、本品がヒドラメチルノンを用いた食毒剤であることを医師に告げて診療を受ける。

火災時の措置

消火剤 本品は燃焼しない。

特定の危険有害性

漏出時の措置

人体に対する注意事項 特になし

環境に対する注意事項 特になし

除去方法 特になし

取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 ○使用方法

- ・容器を水平に持ちシールをゆっくり引き抜いてください。
- ・容器を傾けないでアリのいるところや巣の近くに置いてください。

○注意事項

- ・戸外では雨の日をさけ、また直射日光の当たらないところで使用してください。
- ・開封後の薬剤は速やかに使用してください。
- ・処理中は喫煙、飲食等はしないでください。
- ・アリの種類、生理状態によっては誘引しにくいことがあるので、時間を変え、場所を変えて置き直してください。
- ・シロアリや羽アリは誘引されません。（これらの防除にはエアゾールタイプの製品をご覧ください。）

○安全取り扱い注意事項

- ・子供やペットが口にしないようじゅうぶんに注意してください。
- ・万一誤食した場合は、医師の診療を受けてください。

保管

技術的対策 特になし

適切な保管条件 ○食品や飼料と区別し、子供の手の届かない所に保管してください。

混触禁止物質 特になし

安全な容器包装材料 情報なし

暴露防止及び保護措置 防護具

物理的及び化学的性質

物理的状态

形状 顆粒。使用前はアルミフィルムで包装され、プラスチック製のベイトステーションに収納されている。

色 黄褐色

臭い 特異なおいを有する。

pH 該当しない

密度（比重）情報なし

溶媒に対する溶解度 情報なし

物理学的状態が変化する特定の温度／温度範囲 情報なし

安定性及び反応性

安定性 情報なし

反応性 反応性なし

危険有害な分解生物 情報なし

有害性情報 急性毒性

急性経口毒性（LD50値）

ラット 雄／雌 5g/kg以上（原体からの推定値）

急性経口毒性（LD50値）

ウサギ 5g/kg以上（原体からの推定値）

環境影響情報

生態毒性 情報なし

廃棄上の注意

残余廃棄物

汚染容器・包装 情報なし

輸送上の注意

輸送の特定の安全対策及び条件

輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。

転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

適用法令

P R T R 法 第1種及び第2種指定化学物質は含有していません。

その他の情報

記載内容の問い合わせ先

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理化学的性質、危険・有害性等については、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を対象としたもので、特殊な手配の場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。